

## 令和6年度 芦屋市奨学金受給生の募集について

芦屋市では、経済的理由により修学が困難な方を対象に、修学上必要な資金「奨学金」の給付制度を実施しています。

希望される方は下記のとおり申請してください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方より順に選考しますので、ご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

### 1 申請資格（次のすべての要件を備えていること。）

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学し、在学期間が各学校の正規で最短の修業年限を超えていないこと。

(2) 申請者の生計を維持する者（父母、父母がおられない場合は祖父母又は親権を行う者をいう。）が市内に居住していること。（原則、住民登録が必要）

ただし、高等学校の定時制に在学している方は、申請者が市内に居住し、独立の生計を営んでいることをもって足りる。

(3) 以下のいずれかに該当すること

- ① 令和5年中の所得額が下記選考基準額以下である世帯
- ② 申請者の生計を維持する者が失業中であり、失業した者を除いた世帯人員に係る所得額が下記選考基準額以下である世帯
- ③ 家計急変により、家計急変発生後1年間の所得額が下記選考基準額以下になる見込である世帯

世帯人員	選考基準額	備 考
1 人	1 5 3 万円	1. 生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子をもって世帯人員とする。 2. 家族構成に父、母以外に祖父母が同居していても祖父母は世帯人員に含めない。 3. 母子家庭・父子家庭については、4 5 万円を加算する。 4. 障がい者を扶養する世帯については、7 8 万円を加算する。
2 人	2 3 9 万円	
3 人	2 7 4 万円	
4 人	3 0 9 万円	
5 人	3 4 4 万円	
6 人	3 7 9 万円	
7 人	4 1 4 万円	
8人以上	一人増すごとに3 5 万円を加算	

※所得額とは、所得税法第22条第2項の規定に基づく総所得金額をいいます。

給与所得の場合は給与所得控除後の額、事業所得等の場合は必要経費控除後の額。

(4) 次に該当しないこと。 <次の方は給付を受けられません>

① 生活保護を受けている方。（※生活保護費より高等学校等就学費が支給されます。）

② 兵庫県の高校生等奨学給付金制度による給付を受けることのできる方

※高校生等奨学給付金制度の詳細につきましては、学校又は兵庫県（兵庫県庁代表 Tel078-341-7711）までご確認ください。

## 2 申請書類（次の書類を提出してください。）

- (1) 芦屋市奨学金給付申請書
- (2) 口座振込依頼書
- (3) 令和6年1月1日現在他市に住民票があった方のみ・・・収入のある世帯員全員の  
令和6年度（令和5年分）市民税・県民税課税証明書  
※父母の両方に収入がある場合は、個々の市民税・県民税課税証明書が必要です  
※令和6年1月1日現在に住民票があった市区町村の税務証明窓口で発行されます。
- (4) 生計を維持する者が失業中の場合は、「雇用保険受給資格者証」の写し
- (5) 家計急変で申請される方のみ、次のいずれか1つ
  - ① 給与支払見込証明書  
(教育委員会が指定したもの。証明書様式はHP、教育委員会の窓口にて配布します。)  
※自営業のかたは、税理士もしくは公認会計士が作成した証明書など
  - ② 離職票（写）、雇用保険受給資格者証（写）
  - ③ 解雇通告書（写）、破産宣告通知書（写）、廃業等届出（写）など  
※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。

## 3 申請期間

令和6年7月19日（金）まで **期限厳守**

ただし、土・日曜日・祝日を除く。時間：午前9時～12時、午後0時45分～5時30分

※ 原則持参、郵送の場合は期限内必着のこと。

## 4 提出先

各学校に在学していることの証明を受けた上で、芦屋市教育委員会教育部教育統括室管理課に提出してください。

## 5 給付額

給付額等は下記のとおりです。

学校種別		世帯課税状況 (住民税所得割額)	金額 (月額)
国公立	高等学校（全日・定時制）	非課税	対象外*
	中等教育学校後期課程 高等専門学校（1～3学年）	課税	5,000円
	特別支援学校の高等部	非課税/課税	
	高等学校（通信制）	非課税	対象外*
私立	高等学校（全日・定時制）	非課税	対象外*
	中等教育学校後期課程 高等専門学校（1～3学年）	課税	7,000円
	特別支援学校 準ずる学校の高等部	非課税/課税	
	高等学校（通信制）	非課税	対象外*
		課税	3,000円

※兵庫県の「高校生等奨学給付金」の対象になります。詳しくは、在学校へお問い合わせください。

## 6 選考結果及び給付時期

申請者及び学校に対し、令和6年8月上旬に選考結果を通知する予定です。

また、認定者に対する給付については、4月から8月分を9月初旬に、9月から12月分を12月下旬に、1月から3月分を3月下旬に口座振込します。

## 7 受給生からの報告

次の事項に該当する場合は、速やかに市教育委員会教育部教育統括室管理課に報告してください。

- (1) 休学・転学・退学したとき
- (2) 住所・氏名・家庭状況等に変更があったとき

## 8 その他

(1) 提出期限後に申請された方は、申請日の属する月の翌月以降が給付対象となります。

(2) 問い合わせ先

芦屋市精道町7番6号（市役所北館4F）

芦屋市教育委員会教育部教育統括室管理課 TEL 0797(38)2085

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

### ◆芦屋市奨学金制度Q&A

Q1 兵庫県高校生等奨学給付金との併用はできますか。	A1 併用することができません。
Q2 芦屋市奨学金は継続して認定されますか。	A2 年度ごとに申請が必要です。前年度に認定されている場合でも、改めて申請をお願いします。
Q3 芦屋市奨学金は返還が必要ですか。	A3 給付型の奨学金のため、返還は不要です。ただし、受給要件に該当しなくなった場合には、受給の停止や返還を求める場合もございますので、速やかに報告してください。
Q4 申請期間を過ぎてしまった場合は、どうすればいいでしょうか。	A4 芦屋市教育委員会 教育部教育統括室管理課 (Tel:0797-38-2085)までご相談ください。